

廃 第 3 7 5 号
令和8年6月15日

各産業廃棄物処理施設設置者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱等の
一部改正について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

このたび、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱等を令和8年5月12日付けで改正し、施行しました。改正の概要は下記のとおりですが、新旧対照表及び改正後の全文は、千葉県ホームページ内「廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に掲載しておりますので御参照ください。

廃棄物処理施設設置者の皆様におかれましては、引き続き、本要綱に従い施設の適正な維持管理を行っていただくようお願いします。

記

○改正の概要

- 1 「高度化法」の認定を受けた事業について事前協議を不要とする改正
- 2 他の収集運搬業者による積替・保管施設への搬入を一部認める改正

○千葉県ホームページ「廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/youkoushuu.html>

【問合せ先】

千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班

担 当 小安

電 話 : 043-223-2757

e-mail : haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp